

売却区分番号	広島局177-2		
見積価額	724,000円	公売保証金	100,000円
財産の表示	所在 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台 地番 4975番456 地目 雜種地 地積 169 平方メートル		
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域外 土砂災害警戒区域 宅地造成等工事規制区域		
接道状況	公売財産は、北西側で幅員約7.2メートルの舗装市道にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約12.8メートル、奥行き約13.4メートルの長方形形状の中間画地です。		
特記事項	公売財産上に公売対象外の未登記簡易倉庫が3棟あり、その内、北西側接面道路の一番近くに設置されているものは、団地内ゴミステーションとして近隣住民が共用しています。なお、地代等の授受はありません。		
住居表示等	広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975-456		
最寄駅等	JR可部線「可部」駅から北西方へ道路距離で約14キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盜難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めるることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。 この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。		

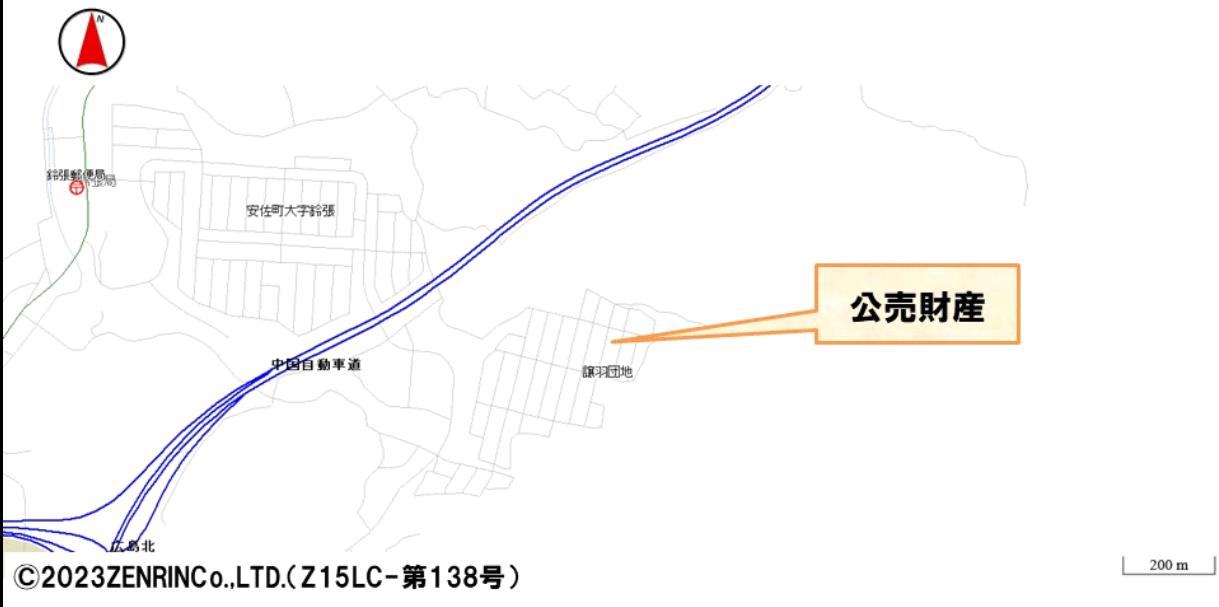
売却区分番号	広島局177-2		
見積価額	724,000円	公売保証金	100,000円
	国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		
陳述書の提出	<p>不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること <p>なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。</p>		

売却区分番号

広島局 177-2

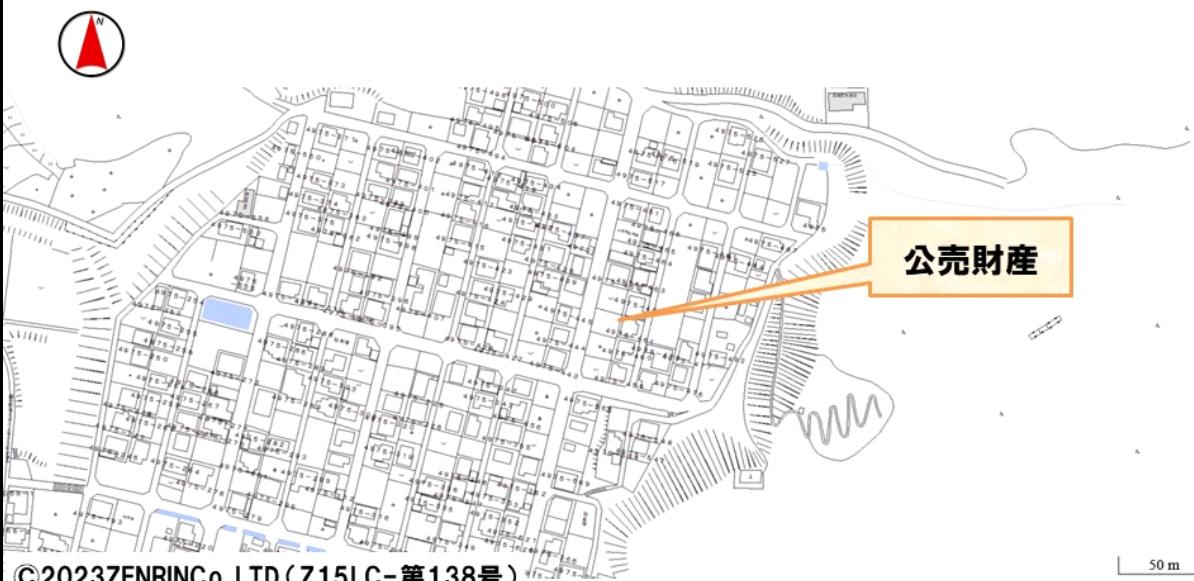
【所在図】

広島国税局公売財産



【所在図】

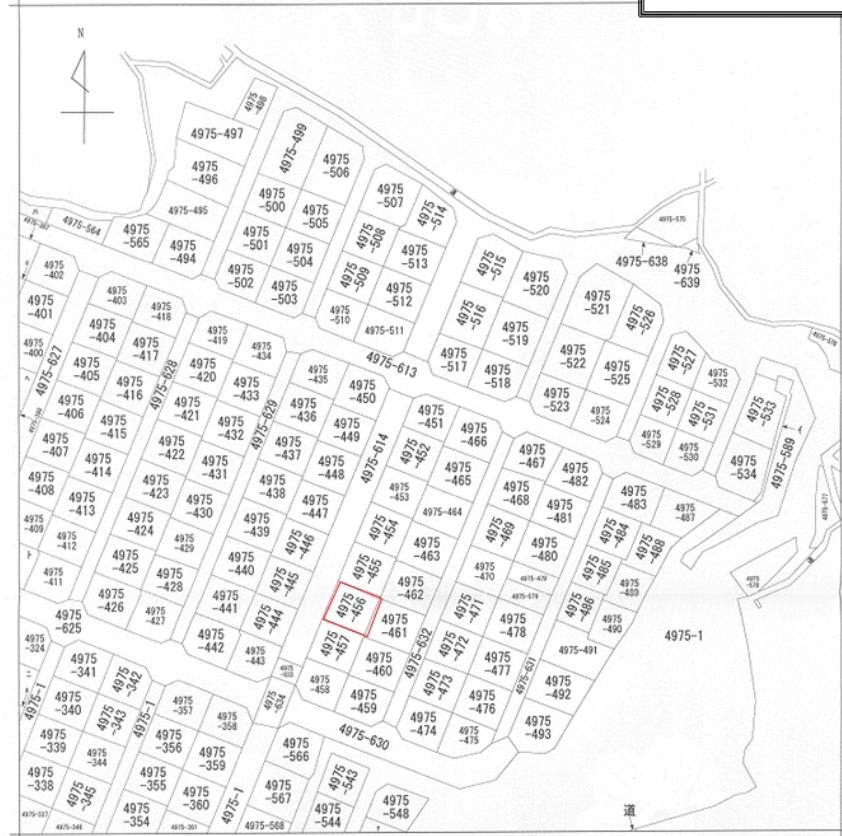
広島国税局公売財産



売却区分番号

広島局 177-2

広島国税局公売財産



【地積測量図】

広島国税局公売財産

登記年月日：昭和48年4月17日

これは図面に記載されている内容を証明するための書面である。

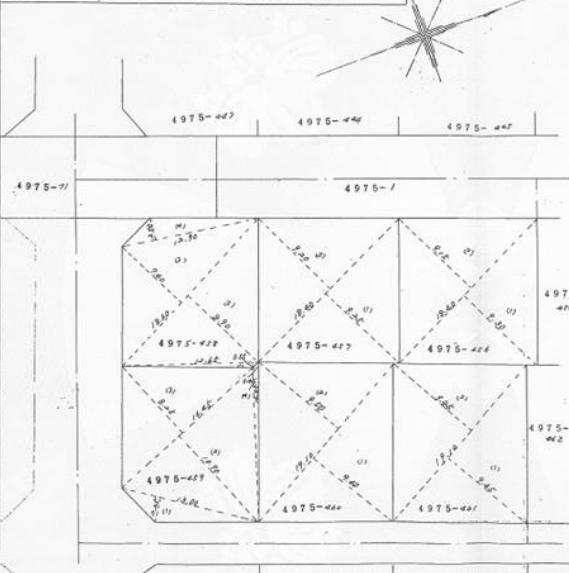
1505071

地番 4975-426 4975-427 4975-428
4975-429 4975-430 4975-431

地積測量図

耕

土地の所在 広島市安佐町大字鈴谷字平尾台



4975-427 (1)		19.40 x	9.30	171,1200
(2)		19.40 x	9.15	162,3600
			31	437,4900
			=合	169,7600
4975-427 (2)		19.40 x	9.30	170,3000
(2)		19.40 x	9.30	167,3000
			31	337,4300
			=合	167,3600
4975-427 (3)		12.45 x	8.45	8,9720
(2)		19.40 x	9.70	165,1600
(2)		19.40 x	7.00	137,6400
(2)		12.90 x	8.00	26,8000
			31	335,7370
			=合	167,9387
4975-427 (4)		13.00 x	2.25	29,3200
(2)		16.45 x	10.30	179,3400
(2)		16.45 x	9.45	135,7125
(2)		16.45 x	2.45	6,6845
			31	335,9200
			=合	170,4720
4975-427 (5)		19.10 x	9.00	179,3600
(2)		19.10 x	9.20	181,0600
			31	366,7900
			=合	180,4650
4975-427 (6)		19.10 x	9.05	180,6300
(2)		19.10 x	9.05	180,6300
			31	366,7300
			=合	180,6300

昭和48年4月17日

縮尺 1 / 300M

(広島県土地家屋調査士会用紙)

7

売却区分番号

広島局 177-2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 177-2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物



※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 177-2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 177-2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。